



長野県報

5月19日(木)
令和4年
(2022年)
第305号

目次

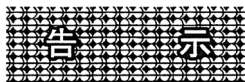
告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課).....	1
南信工科短期大学及び技術専門校の令和5年度の訓練定員(産業人材育成課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	2
基本測量の実施(建設政策課).....	3
基本測量の終了(建設政策課).....	3
公共測量の実施(6件)(建設政策課).....	3
公共測量の終了(5件)(建設政策課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	7

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課).....	8
特定調達契約に係る落札者の決定(建設政策課).....	10
土地改良区の定款変更の認可(8件)(農地整備課).....	11
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	12
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	13
特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課).....	14
随意契約の相手方の決定(東北信運転免許課).....	14
長野県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局).....	15

正誤(税務課).....	16
(都市・まちづくり課)(2件).....	16



長野県告示第268号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、令和4年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

強い農業づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱(平成31年4月1日付け31園畜第257号農政部長通知)の規定に基づく補助金

人事課

長野県告示第269号

南信工科短期大学校及び技術専門校の令和5年度の訓練定員を次のように定めました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県南信工科短期大学校	機械科	人	人 20
長野県長野技術専門校	機械加工科 電気工事科 製版科 木造建築科	20 20 15 20	
長野県松本技術専門校	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科	20 50 40 40	
長野県岡谷技術専門校	ものづくり技術科 機械制御科 FA装置科 プロダクトマネジメント科		5 5 5 20
長野県飯田技術専門校	自動車整備科 木造建築科	40 20	
長野県佐久技術専門校	機械加工科 機械CAD加工科	10	20
長野県上松技術専門校	木工科	40	

産業人材育成課

長野県告示第270号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村2654の543（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第271号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡南箕輪村字洞元6362の10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第272号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 航空レーザ測量による高精度標高データ整備
- 2 作業期間
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡阿南町、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡売木村、下伊那郡天龍村、木曾郡木曾町、木曾郡王滝村

建設政策課

長野県告示第273号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 国土広域情報 修正
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第274号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）
- 2 作業期間
令和4年4月25日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第275号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）
- 作業期間
令和4年4月18日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第276号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 3級基準点 移転・撤去
- 作業期間
令和4年4月22日から令和5年5月8日まで
- 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第277号

下諏訪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）
- 作業期間
令和4年4月28日から令和5年3月24日まで
- 作業地域
諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第278号

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影 (地図情報レベル 1000)
- 2 作業期間
令和4年4月6日から令和4年9月30日まで
- 3 作業地域
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第279号

白馬村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影 (地図情報レベル 1000)
- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域
大町市、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第280号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和3年7月1日から令和4年3月29日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第281号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和3年6月21日から令和4年3月29日まで
- 3 作業地域
飯山市

建設政策課

長野県告示第282号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和3年12月6日から令和4年3月29日まで
- 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第283号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 道路台帳図補正更新
- 作業期間
令和3年8月2日から令和4年3月25日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第284号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年5月19日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空間データ基盤及び台帳補正データ整備業務
- 作業期間
令和3年8月6日から令和4年3月31日まで
- 作業地域
大町市

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年6月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年5月19日

長野県上田建設事務所長 中島 俊一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻窪丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字東内下和子2011番の3地先から 上田市大字東内下和子2010番の2地先まで	旧	m 8.8 ~ 10.8	Km 0.0467
同 上	新	10.2 ~ 14.0	0.0467

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年6月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年5月19日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏矢町田沢停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市南穂高1010番の1地先から 安曇野市豊科南穂高1017番地先まで	旧	m 10.0 ~ 10.0	Km 0.1700
同 上	新	7.0 ~ 10.5	0.1700
		1.5 ~ 10.5	0.1700

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年6月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年5月19日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 路線名 柏矢町田沢停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市豊科南穂高1010番の1地先から
安曇野市豊科南穂高1017番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年5月19日

道路管理課